

本マニュアルの位置づけ

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（以下「マニュアル」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に位置付けられた、地域脱炭素化促進事業（以下「促進事業」という。）に関する取組に関して、その実務者向けに考え方や手続き等をまとめたものです。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び第 3 項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」（最新のものは令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）に即して、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。））を策定することが義務付けられています。また、同条第 4 項において、その他の市町村についても、区域施策編を策定するよう努めることが求められています。

さらに、同条第 5 項において、全ての市町村は、区域施策編を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（以下「促進事業に関する事項」という。）を定めるよう努めることとされています。

都道府県と市町村におかれては、促進事業に関する取組に関して計画・実施する際に参照されるようお願いします。促進事業の制度を適用しない再エネ事業についても、地域の円滑な合意形成は重要であることから、本マニュアルの内容を適宜参考にすることが考えられます。また、事業者におかれても、地域への再生可能エネルギーの導入を円滑に進めるため、本マニュアルを通じて当該制度に関して適切に把握することが望まれます。

本マニュアルとは別に『**地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第 5 版）**』（以下「ハンドブック」という。）も用意しています。ハンドブックでは促進事業制度の概要等や具体的な設定事例について、端的に紹介しています。促進事業に関する事項は、地域の実情を考慮して設定される必要があり、設定例は多岐にわたります。マニュアルでは、設定における一般的な考え方等を整理するに留めていますので、事例に関してはハンドブックをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/sokushin_handbook_202503.pdf>

注：今後、新たな規制の導入、環境保全に係る政府方針や社会的配慮に係る事項の状況変化に応じて、本マニュアルの改定がなされることがあります。

表 1 本マニュアルでの略称・表記

正式な又は正確を期すための名称	略称・表記
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）	地球温暖化対策推進法 （又は「法」）
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業 計画の認定等に関する省令（令和 4 年農林水産省・経済産業省・国土 交通省・環境省令第 1 号）	認定省令
地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号）	環境省令
エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石 エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年 政令第 222 号）	高度化法施行令
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 法律第 75 号）	種の保存法
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）	盛土規制法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	廃掃法
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発 電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）	農山漁村再エネ法
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）	酪肉振興法
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）	建築物省エネ法
地方公共団体実行計画（区域施策編）	区域施策編
地域脱炭素化促進事業	促進事業
地域脱炭素化促進事業計画	促進事業計画
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画 協議会	法定協議会

表 2 本マニュアルでの用語の定義・解説

用語	定義・解説
計画策定市町村	地方公共団体実行計画に地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定される地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた市町村を指します。
促進区域設定に係る環境省令	地球温暖化対策推進法施行規則（環境省令）第 5 条の 2 に規定される、促進区域の設定に関する国の基準を指します。
都道府県基準	地球温暖化対策推進法第 21 条第 7 項に規定される、促進区域の設定に関し、都道府県が地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するために定める基準を指します。
都道府県基準に係る環境省令	地球温暖化対策推進法施行規則（環境省令）第 5 条の 3 から第 5 条の 6 までに規定される都道府県基準の定め方を指します。
一括手続	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項各号に掲げる許可等の手続を求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。認定された事業計画に従って事業者が行うこれらの行為については、当該許可等があったものとみなされ、許可権者に許可を得る等の行為が不要になります。このことを本マニュアルでは一括手続と表記します。
許可権者等	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項各号に掲げる許可等の手続を求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。これらの行為に関する同意を行う者について、本マニュアルでは許可権者等と表記します。
認定地域脱炭素化促進事業者	計画策定市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画を実施する事業者のことを指します。
（再生可能エネルギーの）ポテンシャル	再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量を示します。
環境アセスメントデータベース（EADAS）	環境省が整備している、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で閲覧できる地理情報システム（GIS）で提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、EADAS と記載します。
再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）	環境省が整備している、我が国の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報等を提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、REPOS と記載します。

表 3 本マニュアルでの略語

用語	略語
二酸化炭素	CO ₂
再生可能エネルギー	再エネ

第1 制度趣旨・概要

この項目では、促進事業に関する制度の趣旨、地方公共団体・地域・事業者にとってのメリット、本制度の概要、各主体の役割等について解説します。

1 制度の背景・趣旨

(1) 制度の背景

2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すこと、すなわち、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。また、これを踏まえて、翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標が2013年度比46%削減と設定され、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が示されました。加えて、同年6月には、国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。そして、2025年2月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととなりました。

地域単位での脱炭素化に向けては、同時に地域の課題解決を図ることも期待されており、特に地域の経済収支の改善のためには、輸入される化石資源に依存しているエネルギーに代わり、地域の企業や地方公共団体が中心になり、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネ等活用し、主力電源としていくことこそが重要とされています。この考えの下、直近の2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域単位での再エネの最大限の導入を目指すこととなりました。

他方で、再エネの導入には、コスト、適地の確保、環境との共生等（景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった懸念）の課題が山積みであり、地域では再エネ導入に際した軋轢が発生するようになりました。これを解決するために、2022年4月より、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）に基づく地方公共団体実行計画制度が拡充され、促進事業制度が創設され、当該制度の下、地方公共団体があらかじめ地域の環境の保全に適正に配慮した再エネを誘導するための区域を設定することで、地域に受け入れられる再エネ事業を誘導することが可能になりました。

(2) 制度趣旨

促進事業制度は、以下2つの観点から、環境に適正に配慮し、かつ、地域と共生し、また、地域に裨益する再エネ事業（以下、「地域共生型再エネ」という。）の導入を促進するものです。

第一に、個別の事業計画の立案に先立ち、地方公共団体が、地域の実情に応じて環

第1 制度趣旨・概要

境の保全やその他の公益への配慮等を意識した区域を設定することにより、適切な立地誘導を図ります。これは再エネの立地の規制を目的とするものではなく、まちづくりの一環として地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な導入目標を設定した上で、それを踏まえた区域等設定がなされることを前提としたポジティブゾーニングの仕組みです。

第二に、地方公共団体は、促進事業に関する事項を定めることにより、再エネ事業に伴う地域貢献に関する取組を事業者に求めることが可能となります。これにより再エネ導入と地域課題の解決が同時に図られることになります。地域の将来像を描きながら適切に定めることで、地域経済の活性化や防災力の向上等を企図することができ、地域を豊かにし得る地域資源として再エネポテンシャルを考慮することができるようになります。

本制度を適用することにより、個別の事業計画の立案に先立ち、生活環境や自然環境に配慮した望ましい立地の考え方や地域に裨益する取組が明確になります。これによって、実際の再エネの導入に際して、地域住民の理解と円滑な合意形成が得られることとなります。

再エネの主力電源化に向けて、地域の理解を得ながら地域と共生する再エネ事業の創出を目指すことが、促進事業制度の目的です。

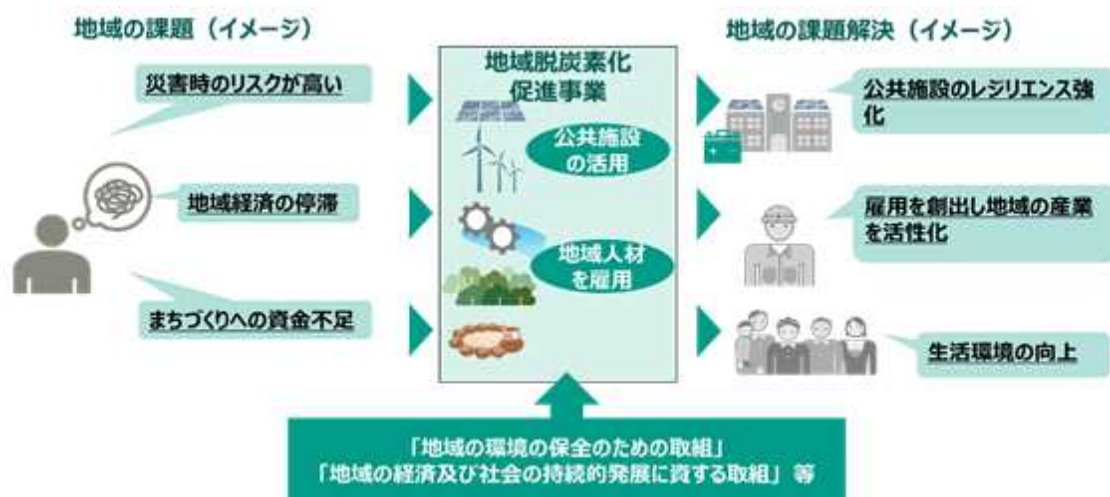


図 1-1 促進事業のイメージ

2 制度概要

(1) 制度の全体像

促進事業制度は、大きく以下3段階の構成となっています(図 1-2)。

ア 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定(法第21条第5項各号)

都道府県または市町村は、促進事業に関する事項を設定します。

設定に当たっては、区域施策編において位置付けられた区域の将来像や区域全体の温室効果ガス削減目標・再エネの導入目標等を踏まえながら、それらの目標を実現するための施策として、検討していく必要があります。(⇒詳細は14、15ページ)

とりわけ促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)を設定するに当たっては、法第21条第7項において規定されている、全国一律の基準として環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める国の基準を遵守する必要があります。(⇒詳細は15～24ページ)

なお、都道府県は促進区域の設定に関する都道府県の基準(以下「都道府県基準」という)を作ることができます。(⇒詳細は53～62ページ)

なお、地域脱炭素促進施設の種類の再エネ発電施設と再エネ熱供給施設に大別され、エネルギー源は太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、その他の熱、バイオマスが該当します。水力、バイオマス、熱供給施設については、別冊第4章1～3をご参照ください。

イ 地域脱炭素化促進事業計画の作成と申請(法第22条の2第1項、第2項)

促進事業を実施しようとする事業者は、当該事業を実施する予定の地域の合意形成を経て、地域脱炭素化促進事業計画(以下「促進事業計画」という。)を作成し、上記のアを設定している地方公共団体に申請します。(⇒詳細は75～79ページ)

ウ 計画策定地方公共団体による促進事業計画の認定

上記のアを設定している地方公共団体は、促進事業を実施しようとする事業者より提出された促進事業計画について、認定基準に適合している場合には促進事業としての認定を行います。(⇒詳細は34～39ページ)

認定を受けた促進事業は、関係する許可手続等の市町村等による一括手続や国の支援施策での優遇等を受けることができます。

第1 制度趣旨・概要

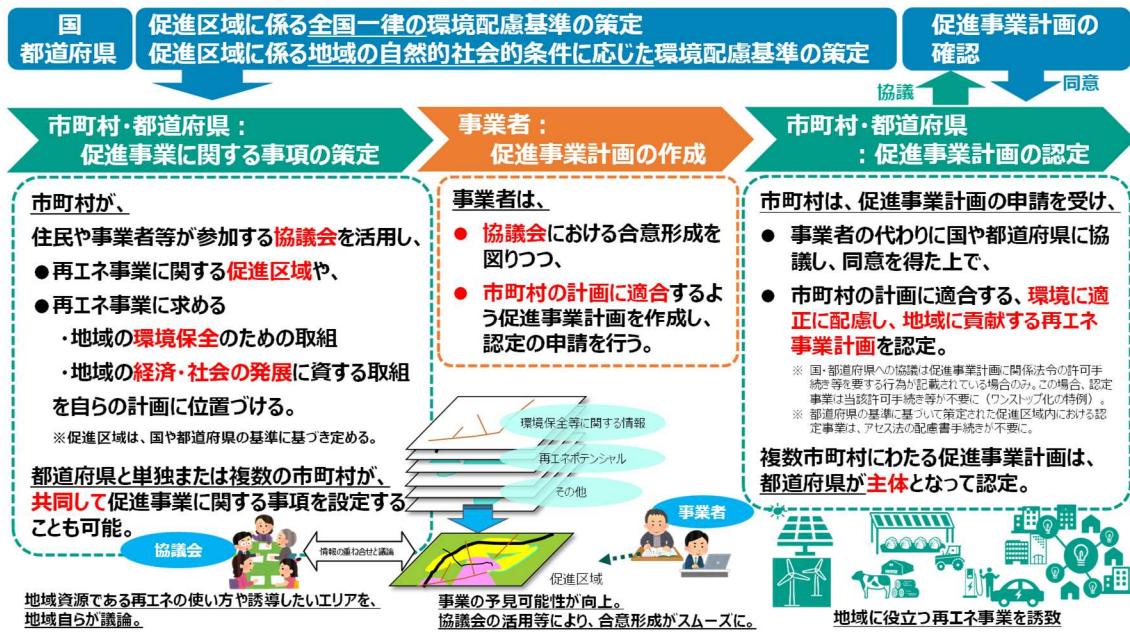


図 1-2 促進事業制度の全体像

促進事業制度の基本的なフローと各主体の役割は図 1-3 に示すとおりです。

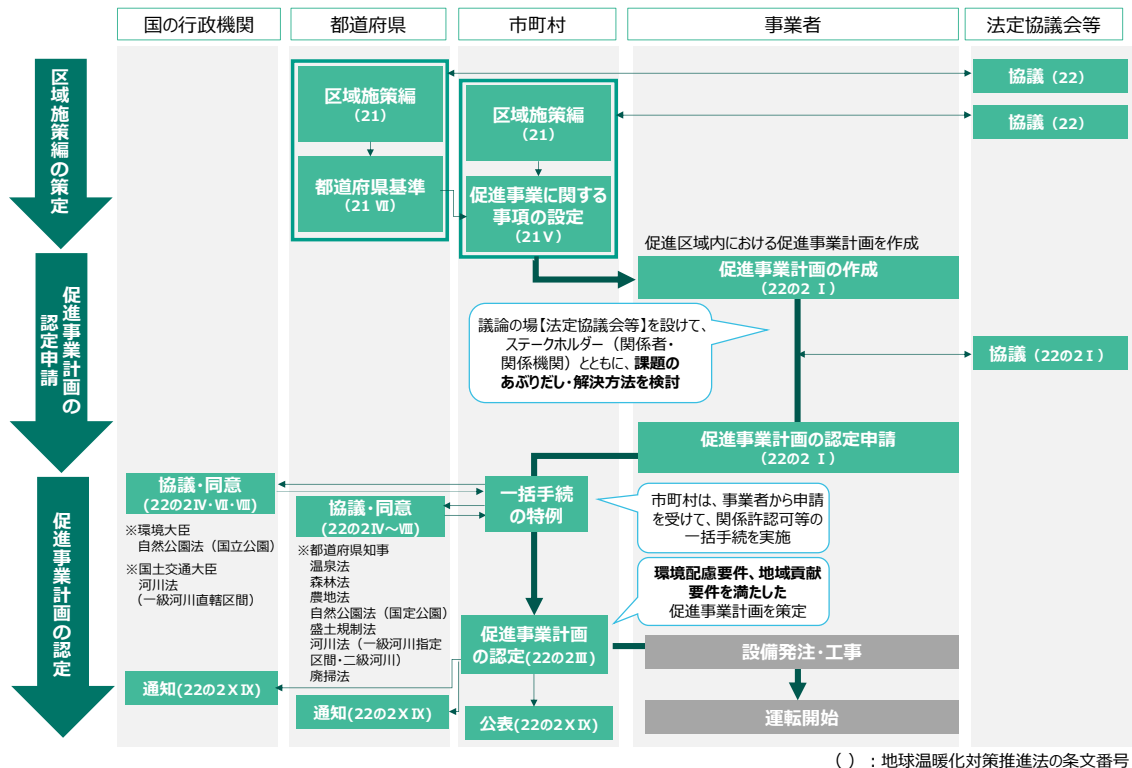


図 1-3 促進事業制度の基本的なフロー

(2) 促進事業における各主体の役割

以下では、特に市町村、都道府県、事業者の役割について解説します。

ア 市町村

(ア) 促進事業の促進に関する事項の策定 (⇒詳細は 13～33 ページ)

区域施策編において、法第 21 条第 5 項各号に定める促進事業に関する事項を全て定め、地域の脱炭素化を図るための地域共生型再エネの導入を目指すことが期待されます。

(イ) 地域の合意形成に向けた取組 (⇒詳細は 45～51 ページ)

促進事業に関する事項を設定しようとするときは、住民やその他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、地域の合意形成を図る必要があります。

特に地方公共団体実行計画協議会（以下、「法定協議会」という。法第 22 条第 1 項）が設置されている場合は、合意形成の場として活用する必要があります（法第 21 条第 13 項）。

促進事業の創出に向けた検討は、まちづくりの一環として行われることが必要であることから、市町村の総合計画や都市計画等の関連計画と検討時期を合わせることやこれらの計画と一体として検討することが望まれます。

(ウ) 促進事業計画の認定 (⇒詳細は 34～39 ページ)

計画策定市町村（法第 22 条の 2 第 1 項）は、促進事業を行おうとする者から促進事業計画の申請を受けた場合、その審査を行い、認定要件を満たす場合は認定します（法第 22 条の 2 第 3 項）。

法定協議会が組織されている場合は、促進事業計画の作成及び認定の申請に先立ち、当該協議会において協議することが必要です（法第 22 条の 2 第 1 項）。

(エ) 関係法令に係る許可等の一括手続の適用 (⇒詳細は 40、41 ページ)

計画策定市町村は、促進事業計画を認定する場合、申請内容が市町村等による一括手続を利用できる行為に該当するときは、当該促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ該当する許可権者等に協議し、その同意を得なければなりません。

イ 都道府県

(ア) 都道府県基準の策定（⇒詳細は 53～62 ページ）

区域施策編において、地域の実情に応じて、都道府県全体で一体となって促進区域を設定し、地域共生型再エネの導入を加速化するために、太陽光、風力その他の再エネであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項として、都道府県基準を定めることができます（法第 21 条第 7 項）。

都道府県基準の策定にあたっては、住民やその他利害関係者の意見を反映することができる措置を講じ、また、市町村における促進事業に関する事項の設定や、地域の脱炭素化の取組を制限することのないよう、関係地方公共団体の意見を十分に聴くことが必要です（法第 21 条第 11 項及び第 12 項）。

(イ) 促進事業に関する事項の共同設定（⇒詳細は 63～70 ページ）

都道府県は、区域内の単独または複数の市町村と共同して、促進事業に関する事項（法第 21 条第 5 項）を定めることができます。

都道府県と市町村が共同して取り組むことにより地域共生型再エネの導入が加速化することが見込まれます。都道府県は、自身の区域施策編の目標を達成する上で、この促進事業に関する事項の設定に関して、市町村に対して先導的及び補助的な役割を積極的に果たすことが期待されます。

(ウ) 促進事業計画の認定（⇒詳細は 71～73 ページ）

都道府県は促進事業に関する事項を共同設定し、促進事業を行おうとする者から申請された促進事業計画が共同で促進区域を設定した 2 以上の市町村の区域にまたがる場合は、その審査を行い、認定要件を満たす場合は認定します。

(エ) 地域の合意形成に向けた取組（法定協議会での協議等）（⇒詳細は 61、65～67 ページ）

上記の取組を行おうとする場合、法定協議会が組織されているときは、当該都道府県は、これらの事項について当該協議会における協議が必要です（法第 21 条第 13 項）。

ウ 事業者

(ア) 促進事業計画の申請（⇒詳細は 79 ページ）

促進事業を行おうとする者は、法定協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、促進事業計画の認定等に関する省令で定めるところにより、促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することができます（法第 21 条の 2 第 1 項）。

第1 制度趣旨・概要

(イ) 促進事業の変更（⇒詳細は 80、81 ページ）

計画策定市町村により促進事業計画の認定を受けた認定地域脱炭素化促進事業者は、当該認定に係る促進事業計画を変更しようとするとき、協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（以下、「認定省令」という。）で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けることが必要です（法第 22 条の 3 第 1 項）。

なお、認定省令で定める軽微な変更については、計画策定市町村の認定を受ける必要はありませんが、速やかに届出が必要です（法第 22 条の 3 第 2 項）。